

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

社会情勢等の変化並びに東京都及び他の特別区との均衡の観点を踏まえ、児童相談所開設に向けた人材確保及び児童相談に応ずる職員の処遇改善を図るため、福祉事務所現業手当及び児童相談所業務手当を改定する。

(1) 福祉事務所現業手当

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、相談・指導等の業務を行うため家庭を訪問する子ども家庭部子ども家庭支援センターの職員について、福祉事務所の職員と同等の手当を措置するため、支給される職員の範囲に係る規定を整備し、手当の名称を「福祉業務手当」に変更する。

(2) 児童相談所業務手当

ア 児童福祉法第12条第3項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに規定する業務（以下「一時保護業務」という。）を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事した場合の手当の額を、490円から950円に引き上げる。

イ 区児童相談所開設前に受託する一時保護業務に従事する職員についても、児童相談所に勤務する職員と同等の手当を措置するため、支給される職員の範囲に係る規定を整備する。

2 新旧対照表

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年3月文京区条例第7号）

改正後（案）	現行
第一条（略） （特殊勤務手当の種類）	第一条（略） （特殊勤務手当の種類）
第二条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。	第二条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。
一（略）	一（略）
二 <u>福祉業務手当</u>	二 <u>福祉事務所現業手当</u>
三～五（略）	三～五（略）
第三条（略）	第三条（略）

(福祉業務手当)

第四条 福祉業務手当は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に定める業務を行うため家庭を訪問した職員に支給する。

2 (略)

(児童相談所業務手当)

第五条 児童相談所業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 児童福祉法第十一条第一項第二号ホに掲げる業務に従事した職員
- 二 児童福祉法第十二条第三項に規定する業務（前号に規定する業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事した職員

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める。

- 一 前項第一号に規定する場合 従事した日一日につき千四百七十円
- 二 前項第二号に規定する場合 従事した日一日につき九百五十円

第六条～第十条 (略)

(福祉事務所現業手当)

第四条 福祉事務所現業手当は、福祉事務所に勤務する職員が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に定める業務を行うため家庭を訪問したときに支給する。

2 (略)

(児童相談所業務手当)

第五条 児童相談所業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法第十一条第一項第二号ホに掲げる業務に従事したとき。
- 二 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法第十二条第三項に規定する業務（前号に規定する業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したとき。

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める。

- 一 前項第一号に規定する場合 従事した日一日につき千四百七十円
- 二 前項第二号に規定する場合 従事した日一日につき四百九十円

第六条～第十条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第五条第一項第二号に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 施行期日

令和六年四月一日から施行する。